

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03(3295)4651 発行人 柏木弘文



白川郷

牧野武夫会員撮影

社会保障給付における数学的世界

(より公平な処遇を求めて)

渡辺 和洋

平成10年6月17日に千代田・中央支部開業部会の研修会が標記のテーマで行われた。当日の研修内容を報告するには紙幅の関係上無理があるので、研修テーマの骨子を以下に再構成する。

私たち社会保険労務士が係わる労働社会保険諸法令に基づく保険給付は、従来、厚生年金保険の年金額や労災保険の給付基礎日額の算出方法を除けば、ほとんどが表形式で表される簡単な給付体系であった。そのため、給付の基礎となる金額は表を見れば

わかるが、受給者一人ひとりにとっては大雑把に分類され、必ずしも公平とは言えなかった。

よりきめ細かな処遇がコンピュータ利用で可能となり、平成6年に雇用保険法及び厚生年金保険法が改正され、平成7年4月1日施行された。

従来の表形式が廃止され、支給率を計算式で抽象的に表現するようになったため、具体的な支給額が見え難くなったが、これをグラフ等を用いて全体像を捉えることが今回の研修の目的であった。

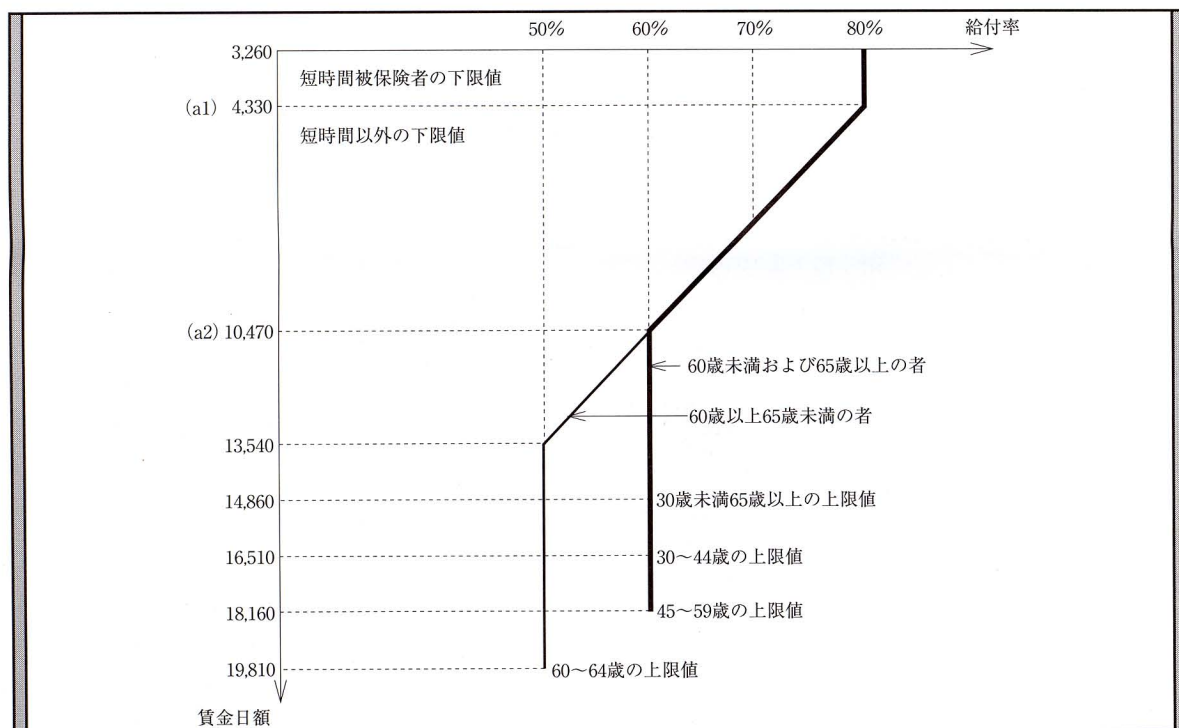
1. 基本手当日額の算定方法（雇用保険法第16条、同施行規則第28条の2 参照）

基本手当の日額

賃金日額 (x) = 被保険者期間として計算された最後の6カ月間に支払われた賃金の総額 ÷ 180 (小数点以下切り捨て)

$$\begin{aligned}\text{給付率 (y)} &= 0.8 - 0.2 (x - a1) \div (a2 - a1) \\ &= 0.8 - 0.2 (x - 4,330) \div (10,470 - 4,330) \\ &= (28,890 - x) / 30,700 \\ &(\% \text{表示で小数点以下第3位四捨五入})\end{aligned}$$

基本手当の日額 = x · y (10円未満の端数は四捨五入)



2. 高年齢雇用継続基本給付金の算出方法 (雇用保険法第61条第1項・第5項・第6項、同施行規則第101条の4参照)

①：則第101条の4第1号

②： ” 第2号

③： ” 第3号

X：みなし賃金月額（60歳到達時賃金月額）

y：支給対象月の賃金額 とおくと

支給率（z）

$$= (① - (② + ③)) \div ②$$

$$= (0.85X - (y + 0.05X(0.85X - y) \div 0.21X)) \div y$$

$$= (0.85X - y - (4.25/21)X + (5/21)y) \div y$$

$$= ((13.6/21)X - (16/21)y) \div y$$

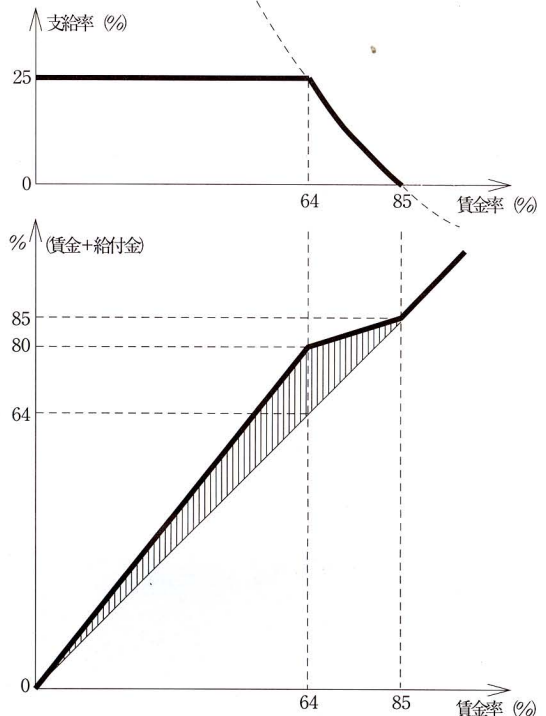
$$= (13.6/21) \cdot (X/y) - (16/21)$$

賃金率（x）=（y/X）を%表示で代入すれば

$$= (1360/21) / x - (16/21)$$

これは、x=64（%）のときz=0.25

x=85（%）のときz=0.00となる双曲線
の方程式である。



3. 特別支給の老齢厚生年金の支給停止額 (厚生年金保険法附則第11条参照)

x：支給停止額

a：基本月額

b：標準報酬月額 とおくと

① a ≤ 22万円 & b ≤ 34万円のとき

$$x = (a + b - 220,000) / 2$$

$$= 0.5(a + b) - 110,000$$

② a ≤ 22万円 & b > 34万円のとき

$$x = (340,000 + a - 220,000) / 2 + (b - 340,000)$$

$$= 0.5a + b - 280,000$$

③ a > 22万円 & b ≤ 34万円のとき

$$x = (b) / 2$$

$$= 0.5b$$

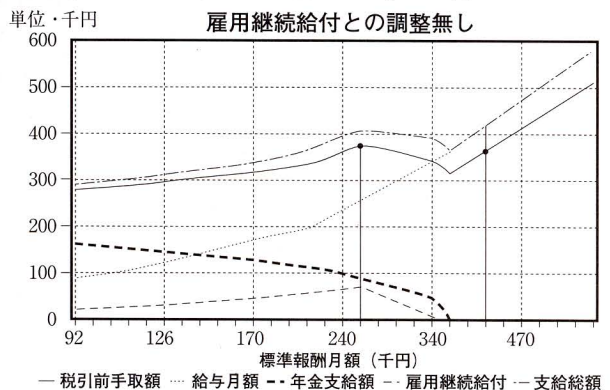
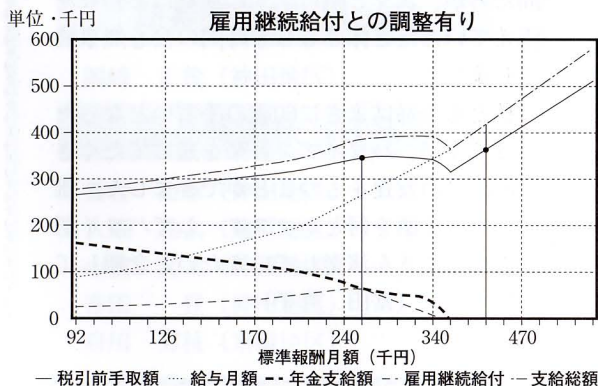
④ a > 22万円 & b > 34万円のとき

$$x = (340,000) / 2 + (b - 340,000)$$

$$= b - 170,000$$

平成10年4月1日より、高年齢雇用継続給付を受ける場合には併給調整（法附則第16条の6参照）されることとなったが、これらの関係を例示すると次のようになる。

(例) 基本年金額2,400,000円 加給年金額306,700円 みなし賃金月額410,000円



投稿 ハワイアンで マハロ・ヌイロワ 有り難う



私どものハワイアンバンド名は、マカラプアサウンズと申します（ハワイ語で美しい花が咲くの意）。現在のメンバーは5名で、テッド・森岡（S・G）、大江（G）、樋口、富田四郎（UK）、私が（VO）を担当しています。

テッド・森岡は、四郎の幼稚園よりの友達で学生時代に進駐軍のキャンプ巡りをしていたと言うベテランです。彼は、日立アメリカの社長をしたときに社員とカントリーバンドをつくり、これが労務管理に一役買ったと言われている方です。音楽に国境がないということでしょうか。ほかの4人はビクター音楽学院のハワイアン教室のクラスメートですが、いまだ皆現役のバリバリです。

私ども夫婦が初めて生のハワイの民族音楽に触れたのが1983年私の顧問先が会社の創立記念日のアトラクションとしてハワイより現



地のミュージシャンを招聘したときです。あの明るさの中に住む民族が、あのような哀愁のある音楽をもつ不思議さと、快い安らぎにすっかり魅了されてしまいました。

なかなか機会のなかった私どもに朗報が飛び込んできました。ビクター音楽学院がハワイアン教室を開講するということでした。業務を行いながらのレッスンの辛さ楽しさとともに味わいながらはや5年になろうとしています。

本年メンバーが古稀・還暦を2名ずつ迎える年に当たり、記念にハワイアン四人の会を開催しようということとなりました。急なことでしたが、ご賛同をいただいた、白片健さん、恩田叔彦さん、衛藤かをり姉御、私どもの師匠である来年歌手生活50周年を迎える超ベテランのジョージ・松下氏そして教室の仲間たちが、次々と唄にフラに演奏にと彩りを添えていただき休みなし5時間の会を無事終了しました。

私ども夫婦はまさに60歳の手習いとなったわけですが、ハワイアン音楽を通じてたくさんの内外の友達をもつことができました。難しいハワイ語を何とかマスターしてハワイ語の唄をたくさん演奏していきたいと願っています。（富田 秀子）

平成10年度 算定相談コーナーを開設しました

本年度も、各社会保険事務所に相談コーナーが開設されました。

算定基礎届に関する指導業務や相談に協力された方々ご苦労さまでした。また、実施結果を報告いたします。

期間

平成10年 8 月 3 日～平成10年 8 月12日

地区

麹町・神田・日本橋・京橋

延動員者数 61人

延日数 61日

指導・相談事業所数 1068

担当会員名

麹町社会保険事務所

加藤 恒男、清野ヒロミ、小林 包美、小林 幸雄、布川久仁子、堀 雅美、半沢 公一、段下 正志、味園 公一、森 俊介、長森 敏泰、横尾 直子、豊福 雅典、垣田 幸二、柿内 素樹、桑原 良治

神田社会保険事務所

相馬 誠一、村上 秋子、牧野 武夫、滝口 修一、小室 文菜、小澤 薫、石原 健三、菊地 和子、遠藤 元基、齋田 登、柏木 弘文、隈元 巖、鴨志田正巳、吉田 和子

日本橋社会保険事務所

石山 幸子、堂馬 勇、佐々木俊世、原田 利雄、桐生和喜男、三沢 貞夫、吉野 俊雄、真許 隆弘、伊藤 孝、上野 雄三、鈴木 義一、迫田 勝郎、寺田美津司、飯田 恒二、伊藤 賢治

京橋社会保険事務所

渡邊 和洋、岡西日出夫、赤松ハルミ、稲葉 正義、高山加代子、松林 陽子、飛澤 孝治、勝本 京子、藤波 要子、府川 芳枝、府川 洋輔、富田 秀子、河合 晃司、小野 菊枝、吉瀬 君江、松本 育子

労働保険指導員に感謝状 が贈呈されました

平成10年 9 月 4 日(金)、中央労働基準監督署長より労働保険指導員に局長感謝状の照会があり又、署長感謝状が贈呈されました。

局長感謝状 (20年)

鈴木 義一 (日本橋地区)

局長感謝状 (10年)

岡崎 正義 (神田地区)

署長感謝状 (3年)

西村 治彦 (神田地区)
大畑 雅弘 (麹町地区)
小室 文菜 (神田地区)
齋田 登 (神田地区)
府川 芳枝 (京橋地区)

社会保険事務所長より 感謝状が贈呈 されました

算定相談コーナーに協力された会員に、社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

麹町社会保険事務所 平成10年 9 月30日
段下 正志

神田社会保険事務所 平成10年 9 月25日
隈元 巖、相馬 誠一

日本橋社会保険事務所 平成10年 9 月28日
石山 幸子、鈴木 義一、寺田美津司、堂馬 勇、真許 隆弘

京橋社会保険事務所 平成10年 9 月28日
渡邊 和洋、河合 晃司、赤松ハルミ、藤波 要子



合計特殊出生率、 過去最低の1.39人

～平成9年人口動態統計調査～

1人の女性が一生に産む平均の子供数（合計特殊出生率）は、これまで最も少なかった1995年の1.42人を下回り、1.39人と過去最低になったことが、厚生省の人口動態統計（概況）で明らかになった。

調査によると、出生数は119万1681人で前年の120万6555人より1万4874人減少し、出生率（人口千対）も、9.5と前年の9.7を下回った。出生数を母親の年齢別にみると、19歳以下と35歳以上でわずかに増加しているものの、20歳以上35歳未満の若い世代で減少した。

合計特殊出生率は、昭和50年に2.00人を下回ってから低下を続け、平成9年は1.39人と過去最低になった。また、第一子出生時の平均年齢は上昇傾向にあり、平成元年に27歳となり、平成9年では27.7歳と最も高くなった。「晩婚晩産」化がさらに進み、少子化はますます深刻な問題となっている。

一方、死亡数は91万3398人で、前年の89万6211人より1万7187人増加した。死因別では、第1位が悪性新生物で27万5340人、第2位が心疾患14万76人、第3位が脳血管疾患13万8645人となっており、昨年の2位（脳血管疾患）と3位（心疾患）が入れ替わった。

悪性新生物による死亡は一貫して上昇を続け、昭和56年以降、死因順位第1位となり、全死亡者に占める割合も平成9年には30.1%、全死亡者の3人に1人は悪性新生物で死亡したことになる。

祝日の曜日指定化に関する 調査まとまる

近い将来、「祝日の月曜日指定化」の実現によって、年に4回程度、新たにまとまった連休ができる。そんな“ハッピーマンデー”による旅のかたちの変化について、祝日3連休化推進会議が行った「祝日の曜日指定化」に関する調査がまとまった。この調査は全国20歳以上の男女2000人を対象に、定期的に行われており、今回で4回目を迎える。

はじめに、「祝日の月曜日指定化」とは、ゆとりある生活や祝日の意義にそった活動を容易にする時間を創り出すことを目的に、現在14ある国民の祝日のいくつかを月曜日に移動して、祝日の数を増やすことなく、土・日・月の3連休を実現しようとするものである。そこで、対象とされる4つの祝日（成人の日、海の日、敬老の日、体育の日）の前後が3連休になったら、どの時期に旅に出てみたいか希望を聞いてみたところ、「10月第2週の体育の日前後」のニーズが最も高く42.2%。以下、「9月第3週の敬老の日前後」（20.7%）「7月第3週の海の日前後」（15.3%）「1月第2週の成人の日前後」（4.9%）と続く。このニーズが満たされれば、従来からある、春のゴールデンウィーク、夏休み、年末年始の冬休みに加えて、とくに10月の第2週を中心とした「秋休み」ができる。秋は気候が良いこともあって、紅葉・果物狩り・温泉などに出向く人々が一層増えると予想される。

続いて、年に4回程度確実に連休ができるとしたら、人々の旅の長さやスタイルにどのような変化が見られるか予想してもらったところ、「いままでと変わらない」が48.1%で最も多いものの、「2泊3日で、ややゆっくりした旅」が21.1%と「日帰り行楽」6.8%や「1泊2日の近場の旅」16.3%を上回った。

毎月勤労統計

労働省が毎月発表している雇用統計の一つ。賃金、労働時間や離職者、入職者の動向を製造業、サービス業など主要9業種ごとに集計しているもので、より細かな雇用の実態がわかる。常時5人以上の従業員を雇っている全国の事業所を調査対象としている。調査結果のうち労働時間について97年9月の速報値を見ると、1人当たりの所定外労働時間（残業時間）は10.1時間と前年同月と同水準にとどまった。輸出増に支えられ所定外労働時間が高い伸びを続けていた製造業でも同2.9%増の14.1時間となり、伸び率は5カ月連続で縮小した。一方、同月の現金給与総額は前年同月比1.1%増の29万2804円と2カ月連続で1%台の低い伸びにとどまった。この結果、物価上昇率を加えた実質賃金は97年9月からの医療費自己負担増の影響もあり、前年同月比1.3%減と2カ月連続で前年同月比を下回っている。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏名	地区	形態
H10. 5. 1	篠原兼敏	京橋	開業
H10. 6. 1	松井清志	麴町	勤務
"	鈴木裕美	"	"
"	宮崎雅史	日本橋	"
H10. 7. 1	成田悦教	麴町	"
"	東郷和明	"	"
"	金杉昌治	"	"
"	石森寿幸	"	"

入会年月日	氏名	地区	形態
H10. 7. 1	川越敬之	麴町	勤務
"	木下景介	神田	開業
"	富澤和夫	"	勤務
"	上野敬士	日本橋	"
"	小林義人	京橋	"
"	須藤光雄	"	"
"	山本 歩	"	"
"	深海徹也	"	"

社会保険事務所の届出様式が統一されました

健康保険及び厚生年金保険の届出については、各法施行規則に定められていますが、様式については各都道府県でバラバラに運用されていました。

そこでこの度、総務庁の平成8年に決定された「規制緩和推進計画」による、各種手続きの負担軽減、事務の簡略化の趣旨に従い、届出様式等について都道府県（社会保険事務所）で統一され、この7月より以下のとおり行われるようになりました。

1. 施行規則において様式の定めのある届出様式

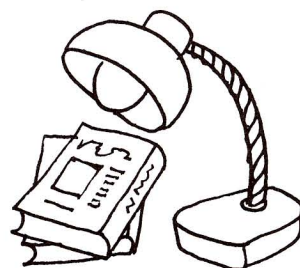
以下の5様式については、社会保険庁様式を使用することとし、従前の都道府県様式は使用しない（当分の間従前様式の使用可）。

- ①「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」
- ②「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」
- ③「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」
- ④「健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更届」
- ⑤「厚生年金保険被保険者住所変更届」

2. 施行規則に記載事項のみが規定されている様式

社会保険庁において様式を検討中で、この間従前の様式を使用するが、各都道府県において独自に作成・使用している届出様式と一致しない場合であっても、各社会保険事務所はその届けを受理しなければならない。

（庁文発 第1583号）



会員異動状況

平成10年7月31日現在

	開業	勤務	計
麴町	65	257	322
神田	80	169	249
日本橋	36	140	176
京橋	56	147	203
合計	237	713	950

参院選支援活動のお礼

千代田・中央支部会長 金綱 久夫

7月5日の参議院議員選挙に際しましては、支部会員の皆様には大変なご支援をいただき誠にありがとうございました。東社労政連としては、自民党の小野清子、塚原こうじ両候補、民主党の小川敏夫候補、公明党の浜四津敏子候補をそれぞれ応援し、支部政連としては、小野清子候補を応援しました。このうち小川敏夫候補、浜四津敏子候補はそれぞれ当選されましたが、残念ながら支部政連の支援した小野清子候補は落選しました。

選挙事務所での電話活動や、党本部での応援活動、伊吹文明労働大臣と語る会への参加

等、さまざまな場でご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

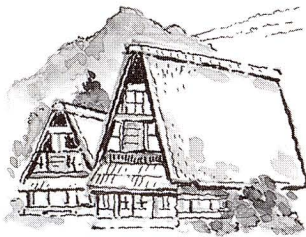
今回の参院選は今まで棄権していた有権者が多数投票したことにより、大きく政治状況が変わった選挙でした。殊に都市部でその流れが顕著にみられました。

私も支部政連としては、今後も東社労政連と連携を深めながら、時代の流れを見つめ会員の意向にそった活動を続けていきたいと思っておりますので、何卒よろしくご支援のほどお願い致します。

どうもありがとうございました。

あと

がき



例年の如く「算定業務」を8月10日無事完了！我が事務所の夏休み山へ海へ田舎へ行く者という。今年度後半に向けての小休止。

私も気掛かりなことも無きにしもあらずだが割り切って旅行というのが毎年定まりのコース。出発日・行き先・旅館すべて直前まで決める余裕もなく出発前日を迎えた。30分ほどで準備をしガイドブックを広げ会議開催（出席者、夫と私）、おおまかなコースを決める。今回の目標は“白川郷～五箇山へと続く世界遺産の道”。上高地方面の群発地震・北陸地方の集中豪雨というニュースが流れる中、不安と期待を抱きつつところどころ立

ち寄りしながら目的地へ向かう。

昼頃白川郷の民宿の一軒に電話を入れるが「本日は満員です。昨日キャンセルの出た“きどや”へ聞いてみたらどうか」と親切に対応してくれたので宿泊先を無事GET。合掌造りの家屋が59棟現存し伝統的な自治組織「組」の相互補助によって生活をしている集落。人が生活拠点としている世界遺産としておそらく唯一の存在ではないかと思われる。それだけに今後、保護と開発をどう両立させるかの問題点が大きいと宿の主人の話の重さを感じた。もう一度雪降る冬に訪れる約束をし、礼を言って別れた。

翌日愛車をとばし飛騨牛のステーキを堪能し、手付かずの自然が豊富に残っている景色を満喫しながら富山県五箇山へと急ぎ、越前海岸玉川温泉泊。広大な日本海の夕日・イカ釣り船の漁り火・静かな波の音等々たっぷりと自然を吸収した。さあ、明日から元気に頑張ろう……。

(国岡)